

日本臨床腎移植学会 臨床研究奨励制度規定

(名称)

第1条 日本臨床腎移植学会臨床研究奨励制度と称する。

(目的)

第2条 臨床腎移植の発展・普及に寄与する、多施設共同研究を原則とした臨床研究を奨励することを目的とする。

(事務局)

第3条 筆頭研究者の選定に関する事務局は、日本臨床腎移植学会事務局に置く。

(応募資格)

第4条 筆頭研究の応募者は以下の要件を満たしていること。

- 1 日本臨床腎移植学会が認定する腎移植専門医であること。
- 2 今までに本賞を受賞したことのない者
- 3 所属長、または指導教授の推薦を受けた者

(応募方法)

第5条 所定の応募用紙に必要事項を記載し、事務局宛に「書留」で郵送するか、電子メールにWORDやPDFファイル形式で添付し、電子データとして送付する。なお、同様の内容で他の助成と重複して応募することはできない。

(応募者数)

第6条 1施設あたりの応募者は1名とする。

(選考委員および選考委員長)

第7条

- 1 選考委員は学術・教育委員を中心に約10名とし、評議員の中から理事長が推薦し、理事会、評議員会で承認する。
- 2 選考委員の任期は 2 年とし、再任することができる。
- 3 選考委員はその任期満了に際して、その半数を交替することを原則とする。
- 4 選考委員長は、学術・教育委員長が兼任する。

(選考委員会の招集)

第8条 選考委員長は選考委員会を招集する。

(選考)

第9条 別に定める日本臨床腎移植学会臨床研究奨励制度細則により選考委員会で審査し、筆頭研究者と採択課題、共同研究者を決定する。選考委員長はその結果を理事会、評議員会に報告する。

(表彰および発表)

第10条 採択課題については、学会が研究奨励金を付与する。筆頭研究者は年次総会で中間報告、最終報告、学会誌（発刊予定）掲載をもって発表、終了とする。学会発表、論文発表の際には、「日本臨床腎移植学会臨床研究奨励制度の助成による」と明記すること。

(改訂)

第11条 本規定の改訂は理事会、評議員会を経て総会で行う。

付則：本選考規程は平成25年（平成26年1月から施行）の選考から実施する。